

議案第 49 号

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例（昭和 50 年小田原市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「及び扶養親族」の次に「（年齢 16 歳未満の者及び法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第 5 項中「及び第 15 条の 8」を「、第 15 条の 8 及び第 15 条の 9 の 3」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(9) 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する条例で定める割合 2 分の 1

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条第 2 項の改正規定及び次項の規定は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 8 条第 2 項の規定は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

令和 5 年 9 月 1 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

地方税法が一部改正され、一定の長寿命化に資する大規模な修繕等を行ったマンションに係る固定資産税の減額制度が新設されたことに伴い、その減額の割合を定める等のため提案するものであります。